



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料
所得税法上の「居所」の意義—全部取消し！

～「引き続いて1年以上居所を有する個人」に当たらない～

所得税法第2条第1項第3号は、居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで「引き続いて1年以上居所を有する」個人をいうと規定しています。今回は、香港国籍を有し、商品仕入の目的で頻りに日本に入国して、賃借マンションに滞在していた請求人が、居住者に該当しないと判断されて、課税処分が取り消された非公開裁決を紹介します。この裁決はTAINS会員から提供されたものです（平成15年4月24日裁決・TAINSコードF0-1-085）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

請求人は、平成8年、10年、12年の所得税について確定申告書を提出しなかったところ、原処分庁から、所得税（3年分で約4300万円）の決定処分及び無申告加算税（3年分で約640万円）の賦課決定処分を受け、これらの処分の取消しを求める審査請求をしました。

I 原処分庁の主張

請求人は、次のとおり、各年分において、非永住者以外の居住者に該当するから、課税所得の計算に当たっては、国外所得を含むすべての所得が対象となる。

1. 「居所」とは、人が相当期間継続して居住しているものの、そこがその者の生活の本拠であるというまでには至らない場所をいうと解されている。そもそも「居所」とは、居住する「場所」である家屋等を指すものであり、人がその「場所」に1年以上継続して居る必要性はない。
2. ①日本国内にマンションを賃借し、生活用動産を備え付けていること、②マンションを給水場所とする契約を締結し、水道を使用していること、③平成2年から平成12年までの期間、毎年50日以上日本に滞在していること、及び④日本での滞在中、本件マンションで寝起きしていることからすれば、少なくとも平成2年から居所を有していることが認められる。
3. 非居住者預金口座ではなく請求人の住所又は居所の確認が必要な普通預金口座の開設、携帯電話の加入契約及び自家用車の購入を行っていることからしても、請求人は居住者に該当する。

II 審判所の判断

次のとおり、請求人は、国内に引き続いて1年以上居所を有する個人に該当せず、「非居住者」に該当することとなり、また、各年分において国内源泉所得を有しているとは認められないから、所得税を納める義務がないものと認められる。したがって、本件各決定処分は違法であり、その全部を取り消すべきである。

1. 所得税法上の居所の意義については、民法上使用されている居所の意義と同様に、人が多少の期間継続して居住しているものの、その者の生活の本拠であるというまでには至らない場所をいうものと解され、所得税法第2条第1項第3号は、居住者に該当する場合のその多少の期間を、「引き続いて1年以上」と定めているものであるから、引き続いて1年以上居所を有するというためには、居所における居住期間が引き続いて1年以上であることを要するものと解される。
2. ①請求人は商品の仕入のため日本に入国しても、入国1回当たり数日間滞在するのみで香港へ出国していること、②請求人と生計を一にする配偶者その他の親族が香港に居住していること、③請求人自身が香港で事業を営んでいることが認められ、請求人の香港への出国は、請求人の生活の本拠地への帰国というのが相当であって、一時的な出国とは認められない。そうすると、請求人が、日本出国後再入国するまでの期間については、国内における居住期間が継続していないものと解すべきであるから、請求人は、国内に引き続いて1年以上居所を有する個人に該当しないものと解される。

……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4版7枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますのでご一報ください。